

東温市観光バスツアー助成事業に関するQ&A

Q 1. 申請者（助成対象者）は？

A 1. 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づく、旅行業の登録を受けた旅行者です。旅行者であれば、事業所の所在地は東温市内外を問いません。ただし、日本国内の事業者に限ります。

Q 2. 申請方法は？

A 2. 申請書（様式第 1 号：市のホームページ掲載あり）に関係書類を添えて、ツアー実施の 10 日前までに、東温市地域活力創出課に提出してください。なお、郵送による申請も可能です。

Q 3. 申請期間は？

A 3. 申請期間は、令和 4 年 3 月 18 日までとし、令和 4 年 3 月 31 日までに催行し、終了するツアーであること。
なお、予算がなくなり次第受付終了となりますので、ご了承ください。

Q 4. 申請後は？

A 4. 申請内容を確認した後、書面にて通知します。
ツアー実施後は、速やかに実績報告書（様式第 5 号）を提出してください。

Q 5. 助成金の額は？

A 5. 日帰りツアーはバス 1 台につき 2 万円、宿泊ツアーはバス 1 台につき 4 万円です。市内の宿泊施設への連泊の場合も 4 万円です。市外の宿泊施設に宿泊し、市内の観光施設を 2 ヶ所以上（うち 1 ヶ所は有料施設を利用）利用した場合は、2 万円です。市内の宿泊施設に宿泊し、市内の観光施設を 2 ヶ所以上利用した場合でも 4 万円です。

Q 6. 申請できるバスの台数は？

A 6. 1 事業者あたりの申請限度額は年間 10 万円です。催行日ごとに申請書の提出が必要です。

Q 7. 対象となるツアーは？

A 7. 以下の条件を全て満たす団体旅行です。

- (1) ツアーの往復とも貸切バスを利用すること。
- (2) 本市外からのツアーで、かつ、出発地が本市以外であること。
- (3) 貸切バス 1 台当たり 15 名以上の参加者であること。
- (4) 次のいずれかの施設を利用するツアーであること。
 - ア 本市内の観光施設等を 2 か所以上利用し、うち 1 か所は有料観光施設又は飲食店を利用するツアー（日帰りツアー）であること。
 - イ 市内の宿泊施設に宿泊するツアーであること。
- (5) ツアー参加者に対するアンケートを実施すること。
- (6) 国又は地方自治体実施する視察、会議、研修又は学校行事でないこと。
- (7) ツアーの参加者が特定の政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (8) 他の自治体等から補助金又は助成金等を交付されていないこと。

(9) 旅行業者及びツアー参加者が暴力団及び暴力団員でないこと。

Q 8. 参加人数 15 名以上のなかに、乗務員や添乗員等は含めてよいのか？

A 8. 含めないでください。

Q 9. キャンセル等で 15 名を下回った場合はどうなるのか？

A 9. 助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q 10. 申請以降に人数、行程等に変更等があった場合は？

A 10. 交付申請の記載内容等（添付書類含む）の変更により、助成金額の変更やツアーが中止になる場合には、変更（中止）申請書（様式第 3 号）を提出してください。

Q 11. 市の観光施設等とは？

A 11. 観光施設については、皿ヶ嶺、白猪の滝をはじめとする自然や「さくらの湯」、
「利楽」などの温浴施設、坊っちゃん劇場や東温市観光物産センターなどです。
詳しくは、東温市地域活力創出課又は東温市観光物産協会（089-993-8054）に
お問い合わせください。

Q 12. 日本国外からのツアーは対象となるのか？

A 12. 本助成事業助成金交付要綱の条件を満たせば対象となります。

Q 13. 宿泊学習や部活の合宿は助成対象か？

A 13. 学校行事であれば対象になりませんが、学校行事ではなく、観光施設等に立ち寄
るなど、本助成事業助成金交付要綱の条件を満たせば対象となります。

Q 14. 助成対象にならないツアー具体例は？

A 14. 学校行事の修学旅行や宿泊学習、国や地方自治体及び議会等の研修視察、宗教団
体の布教や会合、政治団体の政治活動のための東温市への来訪で、観光を目的とし
たツアーでないものです。

Q 15. 対象となる市内の宿泊施設とは？

A 15. 旅行業法に基づき、営業許可を受けている市内の宿泊施設（ホテル等）です。
詳しくは、東温市地域活力創出課又は東温市観光物産協会にお問い合わせくださ
い。

Q 16. ツアー中に、東温市以外の別の市町村にも立ち寄りや宿泊をしてもよいのか？

A 16. 構いません。ただし、Q 7 の対象となるツアーの条件を満たさないと助成対象と
はなりません。また、ツアー名称や行程表等に「東温（とうおん）」を使用するなど、
本市のツアーであることが分かるようにしてください。

Q 17. 助成金の受け取り方法は？

A 17. 実績報告書を受理した後、内容確認を含め概ね 1 ヶ月程度を目安に指定口座に
振込みます。

Q 18. アンケートはどのように実施すればよいのか？

A 18. アンケート用紙（市のホームページ掲載あり）を使用して、ツアー参加者全員に
実施し、回収したアンケートは実績報告時に提出してください。

Q19. 新型コロナウイルス感染症の影響により、急激に落ち込む観光需要の回復に向けた国や愛媛県の施策との併用は可能か。

A19. 令和3年度に限り、前述のA7.(8)の条件にかかわらず、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえたGoToトラベル事業、県内観光促進事業等による補助金、助成金等と本事業により交付する助成金を併用することができます。